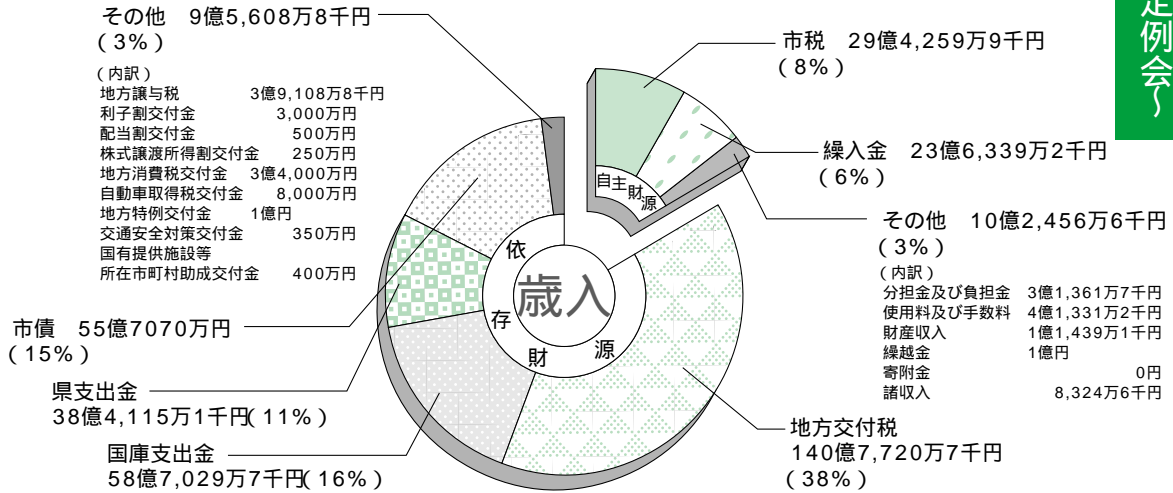


平成17年度予算が可決されました
(総額503億円) 3月定例会

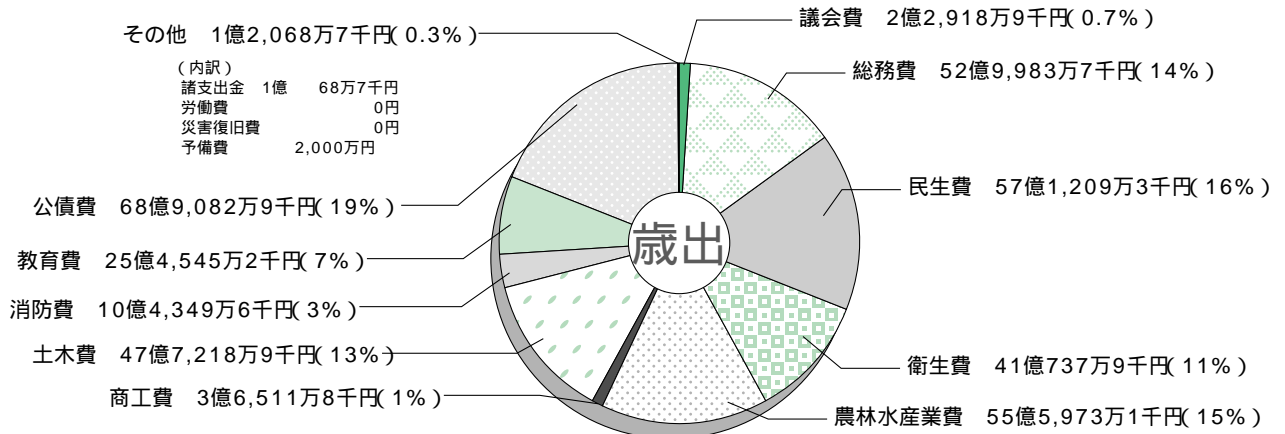
対馬市の平成17年度予算などを審議する第1回対馬市定例議会が、2月25日から3月18日の22日間の会期で開かれ、平成17年度一般会計予算や条例などが審議されました。今回、可決された17年度予算の規模は、一般会計が36億4600万円(対前年比16億2300万円減、4・2%)で、10の特別会計を併せると総額502億8864万1千円(対前年比18億3892万円減、3・5%)です。

また、一般会計の歳入に占める自主財源は63億3055万7千円、全体の17・3%(対前年比6億3865万3千円減、9・1%)で、財源のほとんどを地方交付税や国、県からの支出金、市債などに依存しています。その他に、地方公営企業法の適用を受ける水道事業特別会計で収益的収入2億7424万7千円、収益的支出2億6920万8千円、資本的収入1億1840万円、資本的支出1億7704万8千円が可決されました。

歳入 366億4,600万円



歳出 366億4,600万円



一般会計の主な使いみち

総務費

- 国際航路利用促進事業 879万4千円
{個人観光誘致支援(島内観光バス料金助成)・対馬PR事業(韓国でのPR等)}
- 地域イントラネット基盤整備事業 5億6,741万円 CATV(光ケーブル網整備)
- 戸籍等電算システム開発 2億4,006万2千円(戸籍等の電算化)
- 民生費
- 社会福祉協議会他負担金等 1億7,599万5千円
- 国保・老人・介護保険会計等繰出金 12億7,108万1千円
(一般会計から各特別会計への繰出金)
- 障害者福祉医療費等扶助費 5億7,651万8千円(医療費の助成)
- 衛生費
- 離島医療圏組合院負担金 7億2,910万6千円
(いづはら、中対馬、上対馬病院)
- 合併処理浄化槽設置整備事業 5,875万2千円(合併浄化槽設置補助金)
- 北部汚泥再処理センター建設事業 12億1,897万5千円(上対馬)

農林水産業費

- イノシシ等有害鳥獣対策費 1億789万8千円(わな、ネット設置、捕獲補助)
- 有明線改良等林道整備事業(16路線) 4億4,445万3千円
- 木坂漁協整備工事他(27漁港) 32億2,570万2千円
- 商工費
- 観光情報システム整備工事 1,650万円(観光案内板設置(厳原・上島))
- 観光物産協会他補助金等 5,922万7千円
- 土木費
- 市道と板系瀬線改良事業 3億2,251万円(トンネル232m)
- 市道茂木線改良事業 4億924万1千円(トンネル200m)
- 街並み環境整備事業(厳原) 2億2,943万6千円(石堀、武家門の保全・改修)
- 消防費
- 水槽付消防ポンプ自動車等購入事業 5,204万4千円
- 教育費
- 北部小学校大規模改造工事 1億4,253万9千円
- 文化財保存修理事業 8,050万5千円
- 通学バス運行委託料 7,436万8千円

主な公共料金の改正内容(4月1日より)

保育所保育料

対馬市の保育料は、17年度から国の基準保育単価に改正されました。

階層区分	入所児童の世帯区分	保育料改正額	
		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	所得税課税世帯(64,000円未満)	30,000円	27,000円
第5階層	" 64,000円以上 160,000円未満	44,500円	3歳児 41,500円
			4歳以上 37,560円
第6階層	" 160,000円以上 408,000円未満	61,000円	3歳児 43,660円
			4歳以上 37,560円
第7階層	" 408,000円以上	80,000円	3歳児 43,660円
			4歳以上 37,560円

ただし、少子化対策として同一世帯の第3子以降については、保育料は無料と改正されました。

その他の改正内容

給与の改正

- 市長 720,000円(改正前:800,000円)
 - ただし、4～6月の3ヶ月間は 400,000円
 - 助役 551,000円(改正前:612,000円)
 - 収入役 531,000円(改正前:590,000円)
 - 教育長 531,000円(改正前:590,000円)
 - 職員 55歳以上昇給停止(改正前:56歳以上昇給停止)
- 【職員の特殊勤務手当等の廃止・削減】
- ・廃止:水道作業手当(月額4,000円) 税務手当(月額4,000円)
 - 市内旅費(行程80km以上 1,300円)
 - ・削減:管理職手当30%カット

敬老祝金

支給対象者	(改正後)	(改正前)
本市に住所を有し次の各号に該当するもの		毎年9月1日現在において本市に住所を有する満77歳以上の者
(1)9月1日現在満77歳に達する者		
(2)9月1日現在満88歳に達する者		
(3)当該年度中に満99歳に達する者		
祝金の額		
(1)満77歳到達者	7,000円	満77歳以上 7,000円
(2)満88歳到達者	8,000円	
(3)満99歳到達者	100,000円	満100歳 100,000円

対馬市立幼稚園関係

保育料(1ヶ月)

- 3歳児 9,100円(改正前:8,800円)
 - 4、5歳児 6,100円(改正前:5,900円)
- 入園料(入園時に園児1人につき)
- 3歳児 12,000円(改正前:11,000円)
 - 4、5歳児 9,000円(改正前:8,000円)

廃棄物処理手数料

- 一般廃棄物:100kgまで200円、50kg増すごとに75円
(改正前) クリーンセンター:100kgまで200円、50kg増すごとに100円
- 中継所:軽自動車以下400円、1t車以下1,000円、2t車以下2,000円、4t車以下4,000円
- 事業系一般廃棄物:100kgまで500円、10kg増すごとに25円
(改正前) クリーンセンター:100kgまで500円、10kg増すごとに50円
- 中継所:軽自動車以下500円、1t車以下1,000円、2t車以下2,000円、4t車以下4,000円

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合、その事業だけに特定の歳入を充てるため、一般会計と区別している会計です。本市には次の10の特別会計があります。昨年度と比べ、国民健康保険診療所特別会計を診療所特別会計に統合したため、1特別会計減少しました。

総額 136億4,264万1千円
(対前年比 1.6%)

区分	金額	前年比増減額
診療所特別会計	2億3,110万円	2,190万円
公共用地先行取得特別会計	411万3千円	0円
国民健康保険特別会計	46億8,310万8千円	2億6,606万3千円
国民健康保険診療所特別会計	0円	3,669万5千円
老人保健特別会計	42億1,037万6千円	6,464万2千円
介護保険特別会計	26億3,632万4千円	8,194万8千円
特別養護老人ホーム特別会計	4億8,340万円	1,260万円
簡易水道事業特別会計	12億9,805万5千円	4億6,065万7千円
集落排水処理施設特別会計	1,730万円	1,640万円
旅客定期航路事業特別会計	4,236万3千円	516万3千円
風力発電事業特別会計	36,502千円	0円

企業会計

企業会計とは、地方公営企業として一般会計とは独立して運営します。運営に関する費用は、その事業の活動による収入を充てます。収益的収入では赤字ですが、資本的収入での赤字額は損益勘定留保資金などで補って運営します。

水道事業特別会計

収益的収入	2億7,424万7千円
収益的支出	2億6,920万8千円
資本的収入	1億1,840万円
資本的支出	1億7,704万8千円